

令和7年第9回可児市農業委員会総会議事録

開催日時	令和7年9月4日（木）午後2時00分から午後2時55分
開催場所	庁舎5階全員協議会室
農業委員	菱川 幸夫、大澤 宏保、中村 茂、奥田 正人、勝野 仁司、山本 富義、柴田 智弘、近藤 辰夫、伊藤 卓、竹谷 益孝、玉田 好二、奥村 保彦
農地利用最適化推進委員	江口 利広、津田 誠、山本 寛、國枝 悟、鈴木 泰示、奥村 松市、酒向 崇好、三宅 静喜
欠席委員	奥村 武司、田中きょうこ、鈴木 好則
事務局	課長 大津 誠、係長 山口 嘉之、会計年度職員 前田 晃
議案	<p>第40号 農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可について</p> <p>第41号 農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見について</p> <p>第42号 農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について</p> <p>第43号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について</p> <p>第44号 農業経営基盤の強化の促進に関する計画の変更における意見聴取について</p>
議長	<p>皆様方には益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。</p> <p>令和7年第9回可児市農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位には、公私共に大変ご多忙の中をご参集賜りまして、誠にありがとうございます。</p> <p>本日の農業委員の出席は、9番、奥村武司委員、14番、田中きょうこ委員から欠席届が提出されておりますので、12名で定足数に達しております。</p> <p>また、推進委員の出席は、6番、鈴木好則委員から欠席届が提出されておりますので、8名です。</p> <p>これより令和7年第9回可児市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>本日の日程は、お手元に配付しました議案のとおりとなっております。</p> <p>日程第1、議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>本日の署名委員は、議長において指名することにご異議ございませんか。</p>
委員	【異議なしの声多数】
議長	それでは、4番奥田正人委員、5番勝野仁司委員の両名を指名します。
議長	<p>続きまして、日程第2、議案第40号、農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可についてを議題といたします。</p> <p>それでは、事務局に説明を求めます。</p>
事務局	日程第2、議案第40号、農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有

権移転申請について説明します。

今月の申請は、売買による所有権移転2件、贈与による所有権移転1件の合計3件です。受付番号1番は、今渡の方と美濃加茂市の方との間における売買による所有権移転です。

今渡地内において、譲受人は、申請地を取得して、新規就農するとのことです。

詳細については、資料のとおりです。

本案件は、後ほど審議いたします同一地の5条、受付番号2番と関連する案件です。農地転用を行わない残りの農地について、転用事業者の法人代表者が農地として買い受け、今後責任をもって管理していくとのことです。

受付番号2番は、下恵土の方と北海道札幌市の方との間における贈与による所有権移転です。

徳野南地内において、譲受人は、自己所有地となる土地に隣接する申請地を取得して、新規就農するとのことです。

詳細については、資料のとおりです。

本案件は、後ほど審議いたします同一地の5条、受付番号8番と関連する案件です。農地転用を行わない残りの農地について、父から子へ贈与を行い、引き続き農地として耕作するとのことです。現在、譲受人である子は、札幌市在住ですが、住宅が完成後は可児へ引っ越しされます。

受付番号3番は、広見の方と広見の方との間における売買による所有権移転です。

広見地内において、譲受人は、自宅に隣接する申請地を取得して、営農規模の拡大を図るとのことです。

詳細については、資料のとおりです。

本案件は、後ほど審議いたします同一地の5条、受付番号14番と関連する案件です。農地転用を行わない残りの農地について、北側隣接地に居住する譲渡人の妹の子が取得し、引き続き農地として耕作するとのことです。

以上の案件は、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件をすべて満たしているため、権利の移動・設定は妥当と考えます。

議 長

只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言を求めます。

江 口 委 員

受付番号1番、今渡お願いします。

推進委員1番の江口から現地確認の報告をします。

受付番号1番は、今渡鳴子地内の愛知用水路の北にある農地です。事務局から説明がありましたが、この後審議いただく、5条、受付番号2番の宅地分譲する転用申請地の残地部分の農地です。転用事業者の代表者が取得し、農地として管理されるとのことです。新規就農となるため、管理され耕作放棄地にならないよう、見守りが必要な案件だと思いません。

議 長

受付番号2番、徳野南お願いします。

江 口 委 員

推進委員1番の江口から現地確認の報告をします。

受付番号2番は、徳野南の区画整理地内の農地です。こちらも事務局から説明がありましたが、この後審議いただく、5条、受付番号8番の一般個人住宅を建築する転用申請地

の残地部分の農地です。子である譲受人が取得し、農地として管理されるとのことです。新規就農となりますが、親と共に自家用野菜を作付けされ、畑として管理されるとのことです。

議 長
奥村(保)委員

受付番号3番、広見をお願いします。

農業委員13の奥村から現地確認の報告をします。

受付番号3番は、広見鳥屋場内、旧国道248号線の北にある農地です。こちら事務局長から説明がありましたが、この後審議いただく、5条、受付番号14番の貸事務所を建築する転用申請地の残地部分の農地です。妹の子である譲受人が取得し、農地として管理されるとのことです。自宅の東にも畑があり、親と共に自家用野菜を作付けされており、申請地も同様に自家用野菜を作付けして、畑として管理されるとのことです。

議 長

只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

委 員

【意見・質問なし】

議 長

ご意見もないようですのでお諮りいたします。

議案第40号について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

委 員

【異議なしの声多数】

議 長

異議ないものと認め、議案第40号は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長

続きまして、日程第3、議案第41号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見についてを議題といたします。なお、本案件については、日程第4、議案第42号、農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見についての、受付番号10番の案件と関連しておりますので、併せて審議いたします。

それでは、事務局に説明を求めます。

事 務 局

日程第3、議案第41号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について説明します。

今月の申請は、1件です。

併せて、日程第4、議案第42号、農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見についての受付番号10番の案件について説明します。

4条、受付番号1番は、柿田の方が農地転用の許可を求めるもので、柿田地内で隣接地を一体利用して物置敷地にするとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

本案件は、令和2年10月頃より、農地法の許可を得ず、申請地の一部に物置を設置して利用していたため、始末書が提出されています。

一体利用地が5条、受付番号10番の案件となりますので、併せて説明します。

5条、受付番号10番は、下恵土の方と柿田の方が売買による所有権移転で転用許可を

求めるものです。

転用事業者は、柿田地内で、隣接地を一体利用して物置敷地にするとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

以上の案件は、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっております。

議 長

只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言を求めます。

酒 向 委 員

4条、受付番号1番及び5条、受付番号10番、柿田お願いします。

推進委員8番の酒向から現地確認の報告をします。

4条、受付番号1番と5条、受付番号10番は、隣接地で一体利用されますので、併せて説明します。東海環状自動車道、可児御嵩高速 IC の南西の西柿田地内の農地です。自己所有地と西側の農地を取得して、物置敷地等として利用するとのこと。周囲に農地はありませんが、被害防除策としてコンクリートブロックを設置されます。雨水は自己所有するアパート敷地の既設U字溝へ排水されます。農業用施設への影響も無いため、転用されても、問題ないと思います。

議 長

只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

委 員

【意見・質問なし】

議 長

ご意見もないようですのでお諮りいたします。

議案第41号及び議案第42号、受付番号10番について、原案のとおり許可相当として、市に進達することに、ご異議ございませんか。

委 員

【異議なしの声多数】

議 長

異議ないものと認め、議案第41号は及び議案第42号、受付番号10番は、原案のとおり許可相当として、市に進達することに決しました。

議 長

続きまして、日程第4、議案第42号、農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見についてを議題といたします。

なお、受付番号5番の案件が、日程第5、議案第43号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見についての受付番号1番の案件と関連しておりますので、併せて審議します。

また、受付番号6番及び7番の案件は、書類不備のため、審議先送りとなっており、受付番号10番の案件は、審議済みとなっております。

それでは、事務局に説明を求めます。

事 務 局

日程第4、議案第42号、農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請について説明します。

4条案件と同時審議した案件も含め、今月の内訳は、売買による所有権移転8件、使用貸借権の設定2件、賃借権の設定1件、贈与による所有権移転1件の合計12件です。

併せて、日程第5、議案第43号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画

変更申請について併せて説明します。

今月の内訳は、事業計画の変更1件です。

それでは、順次説明していきます。

受付番号1番は、今渡の方と神奈川県横浜市の方が、使用貸借権の設定で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、今渡地内で、甥の所有地に使用貸借権を設定し、隣接地を一体利用して、1棟の共同住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロック及び擁壁を設置するとのことです。

開発協議が必要な案件で、まちづくり条例に伴う協議が申請済みです。

受付番号2番は、今渡の方と美濃加茂市の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、今渡地内で、4区画に宅地分譲するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

隣接する農地は、3条、受付番号1番で審議いただいた、案件となります。

受付番号3番は、川合の方と今渡の法人が、賃借権の設定で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、川合地内で、建設業駐車場を整備するとのことです。

立地基準判定は、第2種農地となります。

代替地を検討しましたが、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

本案件は、盛土規制法の適用があり、現在協議中です。

受付番号4番は、今渡の方と美濃加茂市の方が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、下恵土地内で、隣接地を一体利用して、経営コンサルタント事務所を建築するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

受付番号5番は、大森の法人と東京都練馬区の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、下恵土地内で4棟の分譲住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

本案件は、事業計画変更、受付番号1番と同時申請となりますので、併せて説明します。

事業計画変更、受付番号1番は、転用申請の内容は、5条、受付番号5番と同じになりますので、省略します。事業計画が変更に至った経緯等を説明します。

当初事業計画者は、転用許可後に所有権移転登記を済ませ、計画どおり3区画に宅地分譲する予定でしたが、事業承継者から事業を譲り受けたい旨の強い申し出があり、事業を譲渡することになりました。事業承継者は、当初の3区画から4区画に変更して、分譲住宅を建築することになりました。

受付番号6番及び7番は、書類不備により、審議先送りとなります。

受付番号8番は、下恵土の方と北海道札幌市の方が、贈与による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、徳野南地内で、父から申請地の贈与を受け、一般個人住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

本案件の東側農地は、3条、受付番号2番で審議いただいた、案件となります。

受付番号9番は、塩河の方と愛知県犬山市の方が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、塩河地内で、隣接地を一体利用して、一般個人住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第2種農地となります。

隣接する住宅敷地を拡張するものであり、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

本案件は、昭和56年11月の相続以前の親の代より、住宅敷地として利用していたため、始末書が提出されています。

受付番号10番の案件は、先程審議済みとなります。

受付番号11番は、瀬田の方外2名と愛知県尾張旭市の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、平貝戸地内で、8区画に建築条件付きで宅地分譲するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、L型擁壁及びコンクリートブロックを設置するとのことです。

本案件は、開発協議が必要な案件で、都市計画法に伴う協議が申請済みです。また、令和7年4月28日に農振除外されています。

土地改良管理組合の意見書について、現在、広見東部土地改良管理組合の組合長が空席

となっており、転用申請に必要な意見書の提出ができない状態となっています。今回、県や農業会議の意見を聴いて例外的な措置として、農振除外の申請時に提出された土地改良管理組合の意見書の内容を遵守する旨の誓約書を提出させ、意見書に代わるものとして取り扱うこととしました。

受付番号 12 番は、瀬田の方と御嵩町の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、平貝戸地内で、7 区画に建築条件付きで宅地分譲するとのこと。

立地基準判定は、第 3 種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、L 型擁壁を設置するとのこと。

本案件は、開発協議が必要な案件で、都市計画法に伴う協議が申請済みです。また、令和 7 年 4 月 28 日に農振除外されています。

こちらの案件についても、土地改良管理組合の意見書について、5 条 受付番号 11 番と同様に、意見書に代わる誓約書を提出させています。

受付番号 13 番は、御嵩町の方外 4 名と瀬田の法人が、使用貸借権の設定で、一時転用許可を求めるものです。

転用事業者は、石森地内で、自動車整備工場建築予定地のボーリング調査を行うとのこと。

立地基準判定は、第 2 種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、ボーリング調査のみで、造成や建築工事は行わないとのこと。申請地内で、地盤調査のためのボーリング調査を 2 箇所実施されます。

一時転用の期間は、許可日から 6 ヶ月間となります。また、令和 7 年 4 月 28 日に農振除外されています。

受付番号 14 番は、広見の方と広見の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、広見地内で、貸事務所 1 棟を建築するとのこと。

立地基準判定は、第 3 種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのこと。

本案件は、令和 7 年 4 月 28 日に農振除外されています。また、北側農地は、3 条、受付番号 3 番で審議いただいた、案件となります。

以上の各案件は、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっております。

議 長

只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言を求めます。

江 口 委 員

受付番号 1 番、2 番、今渡をお願いします。

推進委員 1 番の江口が受付番号 1 番と 2 番の案件について報告します。

受付番号 1 番は、今渡鳴子地区の鳴子近隣公園北の周囲にアパートが点在している地区にある細長い農地を、甥より使用貸借して、自己所有宅地に一体利用地として含めて共同

住宅1棟を建築するための転用申請です。北側の共同住宅を建築する際の残地として残っていた農地であり、土地改良区の同意もあり、開発協議が必要な案件で、協議も進めておられるので、転用されても、問題ないと思います。

受付番号2番は、今渡鳴子地内の農地を4区画に宅地分譲するための転用申請です。土地改良区の同意、雨水排水の同意も得てあります。周囲には被害防除策としてコンクリートブロックを設置されます。隣接する農地は、先程3条で審議いただいた案件となり、転用事業者の代表者が所有者となります。上下水道とも整備されている地域ですので、転用されても、問題ないと思います。

議長
大澤委員

受付番号3番、川合お願いします。

農業委員2番の大澤が受付番号3番の案件について報告します。

受付番号3番は、川合南地内にある農地を、今渡大東に事務所がある建設事業者が大型重機や大型車両の駐車場として利用するための転用申請です。周囲は、東は道路で、北は駐車場、西は土地改良排水路、南に農地が残りますが、貸人の農地です。被害防除策として周囲には、コンクリートブロックを設置されます。土地改良区の同意もあり、雨水は、東側の道路側溝を整備して排水され、駐車場のため上下水道の利用はありません。以上の事から、転用されても、問題ないと思います。

議長
中村委員

受付番号4番、受付番号5番及び事業計画変更、受付番号1番、下恵土お願いします。

農業委員3番の中村が受付番号4番、受付番号5番及び事業計画変更、受付番号1番並びに受付番号7番の案件について報告します。

受付番号4番は、下恵土古市場地内のJR太多線西にある農地を北側山林と一体利用して、経営コンサルタント事務所を建築して利用するための転用申請です。周囲に農地はありませんが、被害防除としてコンクリートブロックを設置されます。雨水は、西側市道の道路側溝への排水、上下水道とも整備されています。以上の事から、転用されても、問題ないと思います。

受付番号5番と事業計画変更、受付番号1番は、同一地ですので、併せて説明いたします。下恵土古市場にある農地で、第6回総会時に当初事業計画者が3区画に宅地分譲する計画で許可を得た案件を、事業承継者が4棟の分譲住宅を建築する計画に変更するための申請です。区画が1つ増えますが、以前と同様であり、転用に関しては、問題ないと思います。

議長
江口委員

受付番号8番、徳野南お願いします。

推進委員1番の江口が受付番号8番の案件について報告します。

受付番号8番は、徳野南区画整理事業内の農地で、父の所有地を贈与により譲受け、一般個人住宅を建築するための転用申請です。区画が大きいので、東側を農地として残すため、先程、3条、受付番号3番で審議いただきました。区画整理事業地内であり、道路側溝、上下水道とも整備されており、転用されても、問題ないと思います。

議長
柴田委員

受付番号9番、塩河お願いします。

農業委員7番の柴田が受付番号9番の案件について報告します。

受付番号9番は、塩河地内、自動車部品製造工場の東にあり、譲渡人が相続した昭和56年以前から住宅敷地として利用していたため始末書が提出されている農地を、隣接地と一

体利用して、一般個人住宅を建替え建築するための転用申請です。譲渡人は相続により当該地を取得しましたが、別に居住しており、今後も利用する計画も無いことから、手放す事となりましたが、敷地の一部が農地のままであったため、今回申請されました。既存住宅地での建替えであり、周囲にはコンクリートブロックを設置して被害防除されます。上下水道とも整備されており、雨水は、道路側溝へ接続されている既存水路が利用できれば利用されますが、無理な場合は自然浸透と道路側溝への自然流入を考えておられます。以上の事から、転用されても、問題ないと思います。

議 長

受付番号 10 番は、先程 4 条案件と同時に審議しましたので、受付番号 11 番、12 番平貝戸をお願いします。

酒 向 委 員

推進委員 8 番の酒向が受付番号 11 番、12 番の案件について報告します。

受付番号 11 番は、平貝戸地内、名鉄明智駅の南東にあり、土地改良エリア内の農地です。令和 7 年 4 月に建築条件付き宅地分譲で農振除外された案件となります。除外目的と同じ転用目的で 8 区画です。開発協議が必要な案件で、申請中と聞いています。隣接所有者への説明も済み、土地改良管理組合の意見書については、事務局から説明があった様に、誓約書が提出されております。上下水道とも整備されており、雨水は北側にある土地改良水路への排水となり、転用されても、問題ないと思います。

受付番号 12 番は、ことらも平貝戸地内、名鉄明智駅の南東にあり、11 番の案件の道路を挟んだ南にある、土地改良エリア内の農地です。令和 7 年 4 月に建築条件付き宅地分譲で農振除外された案件となります。除外目的と同じ転用目的で 7 区画です。開発協議が必要な案件で、申請中と聞いています。隣接所有者への説明も済み、土地改良管理組合の意見書については、事務局から説明があった様に、誓約書が提出されており、上下水道とも整備されており、雨水排水は南側にある土地改良水路への排水となり、転用されても、問題ないと思います。

議 長

受付番号 13 番、石森をお願いします。

酒 向 委 員

推進委員 8 番の酒向が受付番号 13 番の案件について報告します。

受付番号 13 番は、石森地内、大型自動車販売店舗の西にある農地です。現在、販売店舗が事業拡大で、整備工場建設地として農振除外をされた農地で、整備工場建設にあたり、地盤の調査として、ボーリング調査を実施するため、一時転用の申請がなされた案件です。申請地内で 2 か所のボーリング調査を実施されますが、申請地内で工事を行うことができ、周辺農地へ影響が出ることは無いようです。一時転用で、問題ないと思います。

議 長

受付番号 14 番、広見をお願いします。

奥村(保)委員

農業委員 13 番の奥村が受付番号 14 番の案件について報告します。

受付番号 14 番は、広見鳥屋場地内、旧国道 248 号線の北にあり、土地改良エリア内の農地です。令和 7 年 4 月に貸事務所農振除外された案件となります。転用目的は除外目的と同じで貸事務所です。周囲には、被害防除策として、コンクリートブロックを設置されます。土地改良管理組合の同意もあり、雨水排水の同意も得てあります。上下水道とも整備されており、転用されても、問題ないと思います。

議 長

只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

委員 長 【意見・質疑なし】
ご意見もないようですのでお諮りいたします。
議案第 42 号、受付番号 1 番から 5 番及び 8 番、9 番並びに 11 番から 14 番については、それぞれ許可相当として、議案第 43 号については、承認相当として、市に進達することにご異議ございませんか。

委員 長 【異議なしの声多数】
異議ないものと認め、議案第 42 号、受付番号 1 番から 5 番及び 8 番、9 番並びに 11 番から 14 番は、それぞれ許可相当として、議案第 43 号は、承認相当として、市に進達することに決しました。

議 長 続きまして、日程第 6、議案第 44 号、農業経営基盤の強化の促進に関する計画の変更における意見聴取についてを議題とします。
それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 日程第 6、議案第 44 号、農業経営基盤の強化の促進に関する計画の変更に対する意見聴取について説明します。
本案件は、今年 3 月末に策定しました地域計画について、計画内容に変更が生じたことから、改めて農業委員会の意見を聴取するものです。
計画内容の変更点について、農林課の担当係長から説明いたします。

担当係長 東帷子地区の地域計画の変更点等について説明。
議 長 只今、事務局から説明のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

竹谷委員 現状の集積率、将来の目標とする集積率が上がっている理由は、計画区域から申し出地を除外するからか。

担当係長 申し出地を除外するため、農地面積である分母が減少するためです。

竹谷委員 地域計画がある地区では、農振除外の申請が提出されるたびに地域計画から除外していくのか。

担当係長 農振除外の手続きとして、地域計画に支障が無い事となるため、地域計画から外して、農振除外をすることとなります。

竹谷委員 今後、農振除外の申請が提出された場合は、地域計画から外すことについて、農業委員会の意見聴取は実施されるのか。

担当係長 地域計画が策定されている、9 地区については、意見聴取を実施します。
会 長 他にご意見、ご質問はございませんか。

委員 長 【意見・質疑なし】
ご意見もないようですのでお諮りいたします。
議案第 44 号について、意見なしとして、市に報告することにご異議ございませんか。

委員 長 【異議なしの声多数】
異議ないものと認め、議案第 44 号は、意見なしとして、市に報告することに決しました。

議 長 以上をもちまして、本日の総会に付議された議案の審議はすべて終了いたしました。

議長 続きます。農地法関連の報告事項及び連絡事項について、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、協議、報告及び連絡事項について、説明いたします。

1. 農地の適正管理の8月指導分について報告します。
別添資料1をご覧ください。(件数16件)
農地所有者に対して、農地を適正に管理するよう書面にて指導を行いました。
2. 農地の形状変更(水田の畑地転換又は盛土・切土)の届出書の8月届出分です。
届出はありませんでした。
3. 農業用施設の届出書の8月届出分です。
届出はありませんでした。
4. 農地台帳非登載確認申請
別添資料2をご覧ください。(件数2件)
山林化していることを確認し、証明書を発行しました。
5. 8月中に届出のあった農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、報告します。
4件の届出がありました。
田 4筆 4,503.00㎡ 畑 7筆 1,862.00㎡ 合計 11筆 6,365.00㎡
6. 今後の日程について説明します。
次回の現地確認は9月26日の金曜日を予定しています。
また、令和7年第10回農業委員会総会は、令和7年10月2日木曜日に午後2時から庁舎5階全員協議会室で開催を予定しています。
7. その他

議長 これをもちまして、令和7年第9回可児市農業委員会総会を閉会いたします。
委員各位には、各案件について慎重に審議を賜り、誠にご苦勞様でございました。